

2016年12月6日に開催された資格審査機構運営会議において次の方針の決定がなされました

《 上級ヘルスカウンセラー審査項目の変更について 》

2017年版の上級ヘルスカウンセラーの審査項目は以下の通りです。

(下線は変更箇所。2017年1月1日より実施。)

2017年版 上級ヘルスカウンセラー

- ①気質コーチング法の音声記録審査合格(気質検定上級認定に置き換えることができる)
- ②SAT 動機づけ法の音声記録審査合格(上級版ヘルスコーチング法)
ヘルスアセスメント表における療法前後の変化の記録要
- ③SAT イメージ療法の音声記録審査合格
 - 宇宙素粒子再誕生自己イメージ法
 - 簡略版三世代法(三世代法を実施ながら科学的説明をおこなうことを含む)
 - 代理顔表象化完了法
 - あるがまま法
 - 情動認知行動療法
 - 進化期・祖先期・幼少期再解決法
- ④公認ヘルスカウンセラー学科試験上級合格

尚、2017年12月末までは移行措置として、2016年版の審査項目での音声審査提出が認められます。

《 中級ヘルスカウンセラー審査項目の変更について 》

2017年版の中級ヘルスカウンセラーの審査項目は以下の通りです。

(下線は変更箇所。2017年1月1日より実施。)

2017年版 中級ヘルスカウンセラー

- ①気質コーチング法の音声記録審査合格(気質検定上級認定で置き換えることができる)
- ②SAT 動機づけ法(中級版ヘルスコーチング法)の音声記録審査合格
ヘルスアセスメント表における療法前後の変化の記録要
- ③SAT イメージ療法の音声記録審査合格
 - 簡略版三世代法(三世代法を実施ながら科学的説明をおこなうことを含む)
 - 代理顔表象化完了法
 - 簡略版あるがまま法
 - 情動認知行動療法
- ④公認ヘルスカウンセラー学科試験中級合格

2017年1月1日以降に、2016年版の審査項目で音声審査の提出をした場合は、後日、「三世代法を実施しながらの科学的説明」及び「代理顔表象化完了法」の音声記録・記録用紙をご提出ください。

《 上級ヘルスカウンセラー予備審査料の変更について 》

上級ヘルスカウンセラーの予備審査料は、他の資格と比べて審査者の負担が大きいことを加味し、2017年1月1日から4千円といたします。なお、本審査料は従来と変わらず5千円です。予備審査で合格となった際には、これまでは本審査料との差額の2千円をお支払いただいていましたが、今後は本審査料との差額として1千円をお支払いください。

	上級ヘルスカウンセラー		
	本審査料	予備審査料	合格時に支払う差額
2017年1月1日以降	5,000円	<u>4,000円</u>	<u>1,000円</u>
従来（2016年12月末まで）	5,000円	3,000円	2,000円

（下線が変更箇所です）